



平成 25 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社さかい
 代 表 者 名 代表取締役社長 杉本 英雄
 コード番号 7 6 2 2
 問 合 せ 先 取締役管理本部長 山下 淳
 電 話 番 号 0 5 2 (9 1 0) 1 7 2 9

第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成25年2月15日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（本割当に係る新株予約権付社債を、以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という。）の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

(1) 払 込 期 日	平成 25 年 3 月 18 日
(2) 新株予約権の総数	30 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：金 10,000,000 円（額面 100 円につき金 98 円） 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	3,658,536 株
(5) 資金調達額	294,000,000 円（差引手取概算額：291,295,633 円）
(6) 行使価額（又は転換価額）	1 株あたり 81.7 円。なお、本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されておりません。
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
(8) そ の 他	(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。 (2) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 (3) 本新株予約権付社債の割当については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。 (4) 株式会社さかい第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第 2 回新株予約権付社債」といいます。）と、株式会社さかい第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第 3 回新株予約権付社債」といいます。）及び株式会社さかい第 4 回

	<p>無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第4回新株予約権付社債」といいます。）との差異は以下のとおりです。</p> <p>① 第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限は平成25年4月1日から平成32年3月18日までであるのに対して、第4回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限は平成26年3月18日から平成32年3月18日となっております。</p> <p>第4回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限の始期を、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限の始期よりも遅く設定することで、各社債に付された新株予約権の行使期限の始期が全て同一である場合よりも、各新株予約権の行使可能期間中に分散して実行されることが期待できるため、株式の希薄化の程度が穏やかとなり、その分、既存株主への影響が一定程度軽減されることが期待できます。</p> <p>② 後記「6. 割当先の選定理由等（3）割当先の保有方針」記載の割当先の保有方針及び株式会社ジー・コミュニケーションと当社の連結関係の維持を含むジー・コミュニケーショングループ（後記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」におけるのと同様の意味を有するものとする。）の一体性維持の観点に鑑み、第2回新株予約権付社債については、後記「株式会社さかい第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（8）その他（2）」及び後記「株式会社さかい第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（8）その他（2）」記載の新株予約権の行使の条件（以下「本件行使制限」といいます。）が付されていないのに対して、第3回新株予約権付社債及び第4回新株予約権付社債には本件行使制限が付されております。本件行使制限により、株式の希薄化の程度が一定程度軽減されることが期待できます。</p>
--	---

株式会社さかい第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

(1) 払込期日	平成25年3月18日
(2) 新株予約権の総数	30個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：金10,000,000円（額面100円につき金98円） 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	3,658,536株
(5) 資金調達の額	294,000,000円（差引手取概算額：291,295,633円）
(6) 行使価額（又は転換価額）	1株あたり81.7円。なお、本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されておられません。
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。

(8) その他	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないものとします。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の割当については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。</p> <p>(5) 前記「株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（8）その他（4）」をご参照下さい。</p>
---------	---

株式会社さかい第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

(1) 払込期日	平成25年3月18日
(2) 新株予約権の総数	30個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：金10,000,000円（額面100円につき金98円） 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	3,658,536株
(5) 資金調達額	294,000,000円（差引手取概算額：291,295,633円）
(6) 行使価額（又は転換価額）	1株あたり81.7円。なお、本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されておりません。
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
(8) その他	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないものとします。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の割当については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。</p> <p>(5) 前記「株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（8）その他（4）」をご参照下さい。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社は、昭和55年5月に設立された、焼肉屋さかいを中心とする多業態の直営及びFC展開事業等を営む

会社です。当社の発行済株式総数の48.39%を所有する親会社である株式会社ジー・コミュニケーションは、平成6年6月創業、平成9年6月設立のグループホールディングカンパニー・コンサルティング事業を営む会社であり、株式会社ジー・コミュニケーション及び当社を含むその子会社（以下「ジー・コミュニケーショングループ」といいます。）は、国内外1,000店舗のネットワークを最大限活用し、主力である外食事業の活性化を図ると同時に、創業の理念である共存共栄の精神で事業に取り組んで参りました。当社は、ジー・コミュニケーショングループから業務用食材の大部分の仕入れを行っており、また、システムの提供を受けるなど、ジー・コミュニケーショングループの各社と密接な事業上の取引関係を有しております。また、当社の金融機関からの借入の一部について株式会社ジー・コミュニケーションが保証するなど、事業以外の点についてもジー・コミュニケーショングループと一定の関係性を有しております。

わが国経済は、東日本大震災後の復興需要により景気は緩やかに回復しつつあるものの、欧州債務危機や長期化するデフレ、円高などの影響もあり依然先行きは不透明な状況が続いております。

当外食産業におきましては、個人消費が緩やかに増加したものの、市場規模に拡大が見られない状況の中、消費者の節約志向や、業界の競争激化などから、取巻く経営環境は厳しい状況が続いております。このような環境の中、当社といたしましては、引き続き、食肉加工場の視察、品質及び出荷体制の確認を行い、安心・安全な商品の提供を徹底するとともに、期間限定の復刻メニューや、魅力ある様々なフェア商品を提供することで売上の向上を図ると共に、お客様の多様なニーズに応えるため既存店舗の業態転換等の収益改善のための施策を進めております。

他方、当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーション及び当社を含むその子会社のうちの数社は、現在、具体的な破綻懸念があるわけではないものの、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼している状況にあります。また、平成24年8月31日、株式会社ジー・コミュニケーションの発行済株式の約51%を所有している親会社である株式会社フーズが、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことに加えて、株式会社ジー・コミュニケーションのその他の主要な株主のうち、発行済み株式の約21%を所有していたNISグループ株式会社及び約13.5%を所有していた株式会社C&I Holdingsがいずれも民事再生手続を遂行しており、同じく約4.5%を所有していた株式会社コムネットバンクも清算手続を遂行している状態にあるため、株式会社ジー・コミュニケーションの株式の処分如何によって、同社の議決権その他の株主権が適切に行使されない状況となるおそれがありました。

このようなジー・コミュニケーショングループを取り巻く環境及び株主関係の不安定化は、当社においても低金利での長期借入による安定的な資金調達を行うことや既存店舗の業態転換等の収益改善のための施策を推進するに際して一定の悪影響を及ぼす可能性は否定できません。また、当社自身の金融債務については、当社を取り巻く事業環境の厳しさからリスケジュールの条件が厳しさを増しており、このままリスケジュールを継続し続けた場合には、中長期的には、当社の通常の事業運営にも支障をきたすことも想定されます。かかる観点からは、当社を含めたジー・コミュニケーショングループ全体の金融債務及び株主関係の安定化並びにそのための新スポンサーの獲得は当社にとっても強い関心事となっております。

また、株式会社整理回収機構がジー・コミュニケーショングループの最大の債権者であり、当社の大口の債権者でもあるところ、当社にとっても、ジー・コミュニケーショングループ全体の最大債権者であり当社の大口の債権者でもある株式会社整理回収機構との債権債務関係を整理し、当社を含むジー・コミュニケーショングループ全体の経営が安定化することで、金融機関からの信用評価の向上及びこれによる長期与信の獲得による財務体質の安定化並びに金利低下による余剰資金の創出とそれを原資とした新規の設備投資が可能となり、ひいては当社を含むそれぞれの企業価値向上に有益であることから、株式会社ジー・コミュニケーション単体ではなく、当社を含むジー・コミュニケーショングループの一体再生を可能とするようなスポンサーの登場を希望しておりました。

そこで、株式会社ジー・コミュニケーションは、平成24年11月中旬頃から平成25年1月下旬頃まで、ジー・コミュニケーショングループのスポンサーを選定する入札手続を実施し、割当予定先を含む11社が応札いたしました。株式会社ジー・コミュニケーションは、各社からの提案内容、特に株式会社ジー・コミュニケーションの既存株主からの株式取得価格（その評価の適切性を含みます。）、提示されたスキーム

の適切性に加えて、当該スキームの実現可能性（資金調達の実現性を含みます。）を総合的に検討いたしました。その結果、割当予定先が提示した支援のパッケージの内容が、株式会社ジー・コミュニケーション株式の取得に関するスキームの適切性、実現可能性に加え、当該パッケージにおいては、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の早期の整理・正常化を図ることを割当予定先が支援することを内容に含むものであり、金融債権者間の公平性を損なわない形でグループ全体の金融負債・金融環境を早期かつ抜本的に整理・改善できるものであったことや、同社とジー・コミュニケーショングループとの間において事業上のシナジーが相当程度見込めること等から、当該パッケージを提案した割当予定先がジー・コミュニケーショングループのスポンサーとして最もふさわしく、割当予定先の支援のもとで、ジー・コミュニケーショングループにおける事業の抜本的改革を実行し、また、ジー・コミュニケーショングループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図った上で、ジー・コミュニケーショングループの事業を推進して行くことが、ジー・コミュニケーショングループの企業価値向上のために必要であり、また最善の策であると考えに至りました。株式会社ジー・コミュニケーションは、割当予定先に独占交渉権を付与した上で交渉を行い、前記のパッケージの内容のうち、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の早期の整理・正常化という点に関しては、割当予定先から、株式会社ジー・コミュニケーションの上場子会社において必要がある場合には、上場子会社による新規資金調達の実施についても30億円を目途として検討する用意があるとの提案を受けました。その後の割当予定先との協議・交渉の結果、かかる上場子会社による新規資金調達として、当社及び株式会社ジー・コミュニケーションの他の上場子会社2社が割当予定先に対して額面額合計で30億円の新株予約権付社債を発行し、その手取金を原資として各上場子会社の金融負債（当社については約17億3,000万円）の弁済を行うことが、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債を金融債権者間の公平性を損なわない形で早期に整理・正常化するための方策として最も有用であり、スポンサーである割当予定先との関係強化の観点からも望ましいと判断するに至りました。そこで、株式会社ジー・コミュニケーションは、平成25年2月15日、割当予定先との間で、当社及び株式会社ジー・コミュニケーションの他の上場子会社2社による新株予約権付社債の発行を内容に含むスポンサー契約（以下「本スポンサー契約」といいます。）を締結いたしました。

当社といたしましても、前記のとおりジー・コミュニケーショングループ全体の金融環境及び株主関係が安定せず、当社として前記のような既存店舗の業態転換等の収益改善のための施策が一定の悪影響を受ける可能性がある状況が続く中、今般の本スポンサー契約の締結及びその一環としての当社による割当予定先に対する新株予約権付社債の発行の提案を受け、当該提案を検討いたしました。本新株予約権付社債の発行は、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の公平・早期かつ抜本的な整理・正常化のためのスポンサーによる支援のパッケージの一環として必要不可欠なものであるとともに、当社単体で見ても、リスケジュール中であった当社の有利子負債の圧縮や金利負担の軽減等につながり当社の通常の事業運営への悪影響を回避することができる上に、当社としても従前からの課題であった既存店舗の業態転換等の収益改善のための施策を積極的に推進していくことが可能となり、また事業上のシナジーが期待できる割当予定先に対して本新株予約権付社債を発行することで、当社自身の今後の業務展開の観点から非常に有用であるとの判断に至ったことから、本新株予約権付社債の発行を決議するに至ったものです。

（2）第三者割当による本新株予約権付社債を選択した理由

前記「（1）募集の目的」に記載したとおり、当社の従前からの課題であった既存店舗の業態転換等の収益改善のための施策を積極的に推進していくためには、ジー・コミュニケーショングループ全体に対する支援を通じた当社の金融負債・金融環境の改善、具体的には、有利子負債の圧縮や金利負担の軽減等及び株式会社ジー・コミュニケーションの株主関係の安定化が必要であると考えておりました。このような状況下で、提案を受けた支援のパッケージの内容に関して割当予定先と交渉を行う中で、当社は、資金調達の確実性、株式の希薄化がもたらす既存株主への影響、当社財務基盤の強化及び金利負担等の観点、並びに神戸物産が食品製造販売及び卸売業を営んでおり当社とのシナジー効果が期待できるという観点から、割当予定先に対する新株予約権付社債の発行以外の様々な資金調達の手段（借入れ、普通社債の発行、公募増資、第三者割当による普通株式の発行、株主割当の方式による普通株式の発行など）を含めて、資金調達方法について慎重に検討いたしました。その結果、当社は、以下の理由により、第三者割当の方式

による本新株予約権付社債の発行が、既存株主の皆様への影響を軽減しつつ、当社のニーズを充足するための最良の方法であると判断いたしました。

- ア. 今回の資金調達の主たる目的は、比較的短期の既存借入金を、長期安定的で金利負担の軽い新株予約権付社債に切り替えることで当社の財務基盤を安定させることにより、リスケジュール中であった当社の有利子負債の圧縮や金利負担の軽減等によって当社の通常の事業運営への悪影響を回避することを可能とする上に、既存店舗の業態転換等の収益改善のための施策を積極的に推進することにあります。この点、前記「(1) 募集の目的」に記載したとおり、当社の金融環境や株主の安定化についてジー・コミュニケーショングループ全体の状況と切り離して単独で改善することはもとより実際上困難なところであり、仮に当社単独で新規の資金調達を図ったとしても、前記のようなジー・コミュニケーショングループの状況等や当社自身を取り巻く事業環境の厳しさを背景に当社の経営環境も安定していないことから、現状において当社のニーズを充足するような長期安定的で金利負担の軽い資金調達を行うことは困難な状況にあります。これに対して、本新株予約権付社債は、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の公平・早期かつ抜本的な整理・正常化のためのスポンサーによる支援のパッケージの一環として発行されるものであり、割当予定先がスポンサーとして当社を含むジー・コミュニケーショングループの企業価値向上に直接的に関与できる立場にあることも踏まえて償還期限が7年後に設定されていることから、長期安定的な資金調達を可能とするものです。また、本新株予約権付社債は、割当予定先に本新株予約権が付与されることになり、割当予定先には株価の動向等を踏まえて本新株予約権付社債を当社普通株式に転換する権利が与えられることになるため、かかる本新株予約権のオプションプレミアムを考慮することにより、割当予定先から借入れ又は普通社債の方法によって資金調達を行う場合に比べても低い利率又は小さい償還差益で発行することが可能であり、金利負担の軽い資金調達方法といえます。
- イ. 既存店舗の業態転換等の収益改善のための施策を積極的に推進するためには、当社の財務基盤の安定が不可欠です。この点、借入れや普通社債の発行といった負債性の資金調達については、金利負担の軽減や借入期間の長期化により一定程度当社の財務基盤の安定に資する場合があることも考えられますが、資本の拡充による財務の安定化は期待できません。これに対して、本新株予約権付社債による資金調達は、金利負担の軽減や借入期間の長期化に加えて、本新株予約権が行使された場合には、当該行使によって当社の資本金が増加しますので、(後述の株式の希薄化が生じる可能性があるものの) 資本の拡充にともなう財務の安定化も期待できます。
- ウ. エクイティ性の資金調達手法として、割当予定先と当社のビジネスシナジーを最大限に活かし、かつ、当社の企業価値向上へのインセンティブを共有するという観点から、割当予定先との協議の過程で、普通株式の第三者割当という手法も検討されたものの、第三者割当の方式による普通株式の発行により資金調達を行う場合には、一度に新株を発行して資金調達を完了させることができる反面、株式の希薄化が同時に発生し、新株予約権付社債の発行に比べると、株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。これに対して、新株予約権付社債の発行の場合には、新株予約権の行使は行使可能期間中に分散して実行されることが期待できるため、第三者割当の方式による普通株式の発行などの新株発行による増資の場合とくらべて、株式の希薄化の程度が穏やかとなり、その分、既存株主への影響が一定程度軽減されることが期待できます。また、本新株予約権付社債については、行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではありませんので、交付株式数が当初の予定よりも増加し、さらなる希薄化が生じる可能性はありません。さらに、後記「6. 割当先の選定理由等 (3) 割当先の保有方針」に記載するとおり、第3回新株予約権付社債及び第4回新株予約権付社債については、本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないことを内容とする本件行使制限が付されていることから、株式の希薄化が一定程度軽減されることが期待できます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
882,000,000 円	8,113,100 円	873,886,900 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の総額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用のうち主なものは、弁護士・評価機関等への報酬、発行資料作成費用であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取金概算額 873,886,900 円については、既存借入金の借入先である金融機関から繰上弁済の承諾を得られることを条件として、既存借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。一部返済する借入金の具体的な内容、資金使途、一部返済後の残高及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。このように、本新株予約権付社債の発行による手取金によって株式会社ジー・コミュニケーションが保証している当社の借入等の全額が返済されるものではございませんが、上記差引手取金概算額 873,886,900 円による一部返済後の既存借入金の残額については、前記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」記載のとおり、割当予定先と株式会社ジー・コミュニケーションとの間でスポンサー契約が締結されることにより、割当予定先がジー・コミュニケーション・グループ全体のスポンサーに就任すること及び当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの株主関係の安定化が図られることから、担保、金利面及び弁済スケジュール等の諸条件において既存借入金よりも有利な条件で割当予定先以外の者（現時点においては確定しておりません。）から調達し、既存借入金の借入先である金融機関から繰上弁済の承諾を得られることを条件として、平成 25 年 3 月末日まで（遅くとも同年 4 月末日まで）には全額返済する予定であります（既存借入金の残額全額が返済された場合には、当社の借入等に関する株式会社ジー・コミュニケーションの保証は解消される予定です。）。また、当社は、調達した資金を予定時期どおりに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

具体的な使途	返済金額	返済後残額	支出予定時期
社債の一部償還 （社債の概要） 未返済元本額：312,000,000円 金利：0.430%（年率） 返済期限：平成26年8月28日 資金使途：運転資金	157,466,047円	154,533,953円	平成25年3月末日
短期借入金の一部返済 （短期借入金の概要） 未返済元本額：266,741,000円 金利：2.475%（年率） 返済期限：平成25年3月31日 資金使途：運転資金	134,623,881円	132,117,119円	平成25年3月末日
短期借入金の一部返済 （短期借入金の概要） 未返済元本額：146,000,000円 金利：3.600%（年率） 返済期限：平成25年4月30日 資金使途：運転資金	73,686,035円	72,313,965円	平成25年3月末日
短期借入金の一部返済 （短期借入金の概要） 未返済元本額：603,345,000円 金利：3.810%（年率） 返済期限：平成25年4月1日 資金使途：設備資金	304,507,539円	298,837,461円	平成25年3月末日
長期借入金の一部返済 （長期借入金の概要） 未返済元本額：10,955,000円 金利：2.225%（年率） 返済期限：平成25年3月29日 資金使途：運転資金	5,528,976円	5,426,024円	平成25年3月末日

長期借入金の一部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額：97,400,000円 金利：2.875% (年率) 返済期限：平成25年4月30日 資金使途：設備資金	49,157,670円	48,242,330円	平成25年3月末日
長期借入金の一部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額：153,307,000円 金利：3.350% (年率) 返済期限：平成25年9月2日 資金使途：設備資金	77,373,870円	75,933,130円	平成25年3月末日
長期借入金の一部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額：102,769,000円 金利：2.675% (年率) 返済期限：平成25年12月10日 資金使途：設備資金	51,867,398円	50,901,602円	平成25年3月末日
長期借入金の一部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額：38,984,600円 金利：2.800% (年率) 返済期限：平成25年4月20日 資金使途：運転資金	19,675,484円	19,309,116円	平成25年3月末日

(注) 上記借入金の概要については、平成25年1月31日現在の状況を記載しております。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本新株予約権付社債の手取金は、その全額が当社の既存の有利子負債の返済に充当されます。

この点、当該有利子負債を新規銀行借入れ等により返済する場合には、新株予約権のオプションプレミアムがない分、新規借入れの利率が相対的に高くなる等、資金調達コストが増加する可能性があります。これは当社の財務基盤の強化の観点からは望ましくない面があり、今後の当社の事業収益拡大の抑制要因となる可能性があります。また、既存の有利子負債を、当社の親会社のスポンサーである割当予定先に対する新株予約権付社債と置き換えることにより、割当予定先が当社に対する直接のステークホルダーとなることから、割当先グループとの業務提携等が促進されることが期待でき、当社が今後も成長を続け当社の企業価値の向上につながるものと考えます。

したがって、当社は、本新株予約権付社債の手取金を既存の有利子負債の返済に充てることには合理性があると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の発行価額、転換価額、利率等の発行条件は、前記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」に記載したジー・コミュニケーショングループのスポンサー選定手続を経て、当社、株式会社ジー・コミュニケーション及び割当予定先の協議の上で決定されたものです。かかる協議の結果、当社は、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性等を勘案すると共に社債権者が負担することになるクレジット・コスト等を考慮し、総合的に判断して、本新株予約権付社債の発行価額を額面100円につき98円、本新株予約権付社債に付された本新株予約権につき金銭の払込みを要しないことといたしました。

本新株予約権付社債の発行価額につきましては、公正性を期すため、独立した第三者機関であるアルバース証券株式会社（以下「算定機関」といいます。）に対して本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、算定機関より、本新株予約権付社債の価格算定評価書（以下「本新株予約権付社債評価書」といいます。）を取得しております。算定機関は一定の前提（本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）、社債部分の価値算定におけるサイズ・リスク・プレミアム（企業の規模に係るリスク）等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。なお、算定機関

は、それぞれ行使期間が到来している限りは各本新株予約権付社債間で行使の順位は付けられておらず、かつ、理論上は、第3回新株予約権付社債及び第4回新株予約権付社債も一定の場合にはその全てが転換される可能性が否定できないことから、それらの価値を最大限に評価し本件行使制限を考慮しない形で算定しております。当社としても、上記の理由に加えて、本件行使制限は本来的には本新株予約権の価値を引き下げる性質を有するところ、これを考慮した算定価格は考慮しない算定価格よりも相対的に低くなることを見込まれることから、有利発行該当性を判断するに際して本件行使制限を勘案しないことは合理的と考えております。

当社は、算定機関の評価を踏まえ、本社債に新株予約権を付すことにより一定の金利減免効果が享受できること等、本社債に本新株予約権を付することにより当社が得ることのできる経済的利益を勘案するとともに、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮して、定量的、定性的に十分かつ総合的に検討いたしました。

その結果、本新株予約権付社債の発行価額を額面100円につき98円とすることは、本新株予約権付社債を発行することによって得られる当社の経済的利益に見合うものであり、また、本新株予約権付社債に付された本新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととすることは、会社法第238条第3項第1号の定める「特に有利な条件」に該当せず、合理的であると判断しました。

また、当社監査役は発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、(i)前記「2. 募集の目的及び理由(2) 第三者割当による本新株予約権付社債を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権付社債は長期安定的な資金調達を可能とし、かつ割当予定先から借入れ又は普通社債の方法によって資金調達を行う場合に比べても金利負担の軽い資金調達方法といえること、資本の拡充にとまなう財務の安定化も期待できる等、当社が採り得る他の資金調達手段の中でも経済的合理性を有していると認められること、及び、(ii)算定機関が算定にあたり採用したパラメータに不合理と認められるものはないこと、算定方法が一般的に用いられるオプション評価モデルであることから、算定機関の算定結果は合理性のあるものと認められること、算定機関の算定結果を踏まえれば、本新株予約権付社債に付された本新株予約権の実質価値は本新株予約権の理論的な公正価値を大きく下回るものではないことなどを勘案すれば、本新株予約権付社債の発行は、割当予定先に特に有利ではないと判断した旨の意見を監査役4名全員一致で表明しております。

参考までに、当該転換価額は、当社、株式会社ジー・コミュニケーション及び割当予定先の協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日(以下「発行決議日」といいます。)の前営業日である平成25年2月14日から3か月遡った期間(平成24年11月15日から平成25年2月14日まで)の大阪証券取引所における当社株式の終値の単純平均が当社普通株式の適正な価格であると判断し、かかる平均終値に対して、10%ディスカウントした価額としております。ディスカウント率については、割当予定先との協議の結果、前述のとおり、本新株予約権付社債の価値を定量的、定性的に十分かつ総合的に検討し、本新株予約権付社債に付された本新株予約権の実質価値が本新株予約権の理論的な公正価値を大きく下回ることはない範囲内で決定したものといたします。

当社株式の適正な価格として直近3か月の平均終値を採用した理由は以下のとおりです。

- ア. 当社については、毎年3月末時点の株主に株主優待券(当社飲食店舗の割引券)を配布することとしていることを主な要因として、例年1月から3月にかけて株価が急激に上昇し、4月に入ると株価が急激に下落するという季節変動の大きい株価性向があるところ、当該株価性向に鑑み、発行決議日の前営業日といった特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均終値という平準化された値を基準とする方が算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したこと。
- イ. 上記一定期間として発行決議日の前営業日から1ヶ月遡った期間とすることも検討したものの、発行決議日の前営業日から1ヶ月間は当社株式の株価の急激な上昇局面であることから、当社株式の適正な価格の判断に際して季節変動の大きい当社の株価性向の影響を緩和することができないため適切ではないと判断したこと。

- ウ. 他方で、発行決議日から6ヶ月遡った期間における平均終値をもって当社株式の適正な価格としてしまうと、季節変動の大きい当社の株価性向の影響を緩和できるものの、発行決議日の直前における株価と比較して相当程度低い価格となってしまう、当社株式の希薄化による既存株主への影響が大きくなってしまったため適切でない判断したこと。
- エ. 上記イ.及びウ.を踏まえて、季節変動の大きい当社の株価性向の影響を緩和しつつ、希薄化による既存株主への影響を軽減するためには、1ヶ月と6ヶ月の間をとって3ヶ月を採用することが合理的であると判断したこと。

なお、かかる転換価額は、発行決議日の前営業日である平成25年2月14日の大阪証券取引所における当社の終値（104円）に対しては21.4%のディスカウント、同日を基準とした直前1か月間（平成25年1月15日から平成25年2月14日まで）の終値の単純平均価格（101円）に対しては19.1%のディスカウント、直前6か月間（平成24年8月15日から平成25年2月14日まで）の終値の単純平均価格（82円）に対しては0.4%のディスカウントとなっております。当社といたしましては、転換価額が平成25年2月14日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値並びに同日を基準とした直前1か月間の終値の単純平均価格及び直前6か月間の終値の単純平均価格に対してディスカウントを生じておりますが、本新株予約権付社債評価書の評価結果も踏まえたうえで、本社債に新株予約権を付すことで一定の金利減免効果が得られること等から、かかる転換価額については適正価額であると判断いたしました。

以上のとおり、本新株予約権の発行価額は確立されたオプション理論に基づき、第三者機関により算定された結果を参考に決定されたものであり、また、転換価額については、当社普通株式の市場価格を基準としていることから、当社は、いずれも適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと考えております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の転換価額は81.7円であり、当社普通株式の平成25年1月31日時点の発行済株式総数23,605,396株（議決権数234,217個）に対して、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は11,015,910株（議決権数110,159個）であり、発行済株式数に対して最大で46.67%（総議決権数に対する割合47.03%）の希薄化が生じる可能性があります。

しかしながら、当社取締役会は、①本新株予約権付社債の発行により既存の有利子負債が償還期限7年の社債にシフトすることによって財務基盤の安定化が図られること、②新株予約権が行使され株式に転換された場合には更なる財務基盤の安定化を図ることができること、及び③株式会社ジー・コミュニケーションのスポンサーとなる割当予定先との間で資本関係を強化することにより、従前からの株式会社ジー・コミュニケーションのグループとの連携等の既存の経営基盤に加えて、割当予定先グループとの関係を強化することができ、当社の今後の業務の拡大の機会が増大することなどが、当社の成長及び経営の安定、ひいては当社の企業価値の向上により既存の株主の皆様の利益にもつながると考えております。

これらを総合的に勘案し、本第三者割当による本新株予約権付社債発行による潜在株式数の発生数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断いたしました。

6. 割当先の選定理由等

（1）割当先の概要

（平成24年10月31日現在）

① 商号	株式会社神戸物産
② 本店所在地	兵庫県加古郡稲美町中一色883番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 沼田 博和
④ 事業内容	食品製造販売、卸売業
⑤ 資本金の額	64,000千円
⑥ 設立年月日	昭和60年11月6日

⑦	発行済株式数	8,800,000株		
⑧	事業年度の末日	10月31日		
⑨	従業員数	922名(連結)		
⑩	主要取引先	一般顧客他		
⑪	主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、山陰合同銀行		
⑫	大株主及び持株比率	公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団	25.00%	
		沼田 昭二	18.72%	
		沼田 峰子	4.55%	
		小河 真寿美	4.55%	
		沼田 博和	4.55%	
		松井味噌株式会社	2.15%	
		NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	2.14%	
		株式会社ミネラルソフト	2.13%	
		三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1.14%	
	松井 孝彦	1.14%		
⑬	当社との関係等	資本関係	当該会社は、株式会社クックイノベーションの議決権の18.9%を保有しており、株式会社クックイノベーションは、当社の発行済株式総数の48.39%(11,423,396株)を保有する親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの議決権の68.2%を保有しております。	
		取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。	
		人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
		関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態			
		平成22/10期	平成23/10期	平成24/10期
連結純資産		12,567,979	13,891,024	15,644,333
連結総資産		41,241,748	48,473,989	66,187,796
1株当たり連結純資産(円)		1,578.36	1,773.89	1,996.37
連結売上高		138,234,312	150,682,056	157,412,316
連結営業利益		2,851,618	3,596,276	4,234,528
連結経常利益		2,843,308	3,581,695	4,709,765
連結当期純利益		948,298	1,754,515	2,123,748
1株当たり連結当期純利益(円)		118.12	223.61	271.20
1株当たり連結配当金(円)		40	45	60

(単位：千円。特記しているものを除く。)

※ 割当先は、株式会社大阪証券取引所市場第一部に上場しており、同社が株式会社大阪証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンス報告書」において、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応する旨を記載していることを株式会社大阪証券取引所のホームページにて確認することにより、同社、同社役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないものと判断しております。

(2) 割当先を選定した理由

わが国経済は、東日本大震災後の復興需要により景気は緩やかに回復しつつあるものの、欧州債務危機や長期化するデフレ、円高などの影響もあり依然先行きは不透明な状況が続いております。

当外食産業におきましては、個人消費が緩やかに増加したものの、市場規模に拡大が見られない状況の中、消費者の節約志向や、業界の競争激化などから、取巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社といたしましては、引き続き、食肉加工場の視察、品質及び出荷体制の確認を行い、安心・安全な商品の提供を徹底するとともに、期間限定の復刻メニューや、魅力ある様々なフェア商品を提供することで売上の向上を図ると共に、お客様の多様なニーズに応えるため既存店舗の業態転換等の収益改善のための施策を進めております。

他方、当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーション及び当社を含むその子会社のうちの数社は、現在、具体的な破綻懸念があるわけではないものの、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼している状況にあります。また、平成24年8月31日、株式会社ジー・コミュニケーションの発行済株式の約51%を所有している親会社である株式会社フーディーズが、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことに加えて、株式会社ジー・コミュニケーションのその他の主要な株主のうち、発行済み株式の約21%を所有していたNISグループ株式会社及び約13.5%を所有していた株式会社C&I Holdingsがいずれも民事再生手続を遂行しており、同じく約4.5%を所有していた株式会社コムネットバンクも清算手続を遂行している状態にあるため、株式会社ジー・コミュニケーションの株式の処分如何によって、同社の議決権その他の株主権が適切に行使されない状況となるおそれがありました。

このようなジー・コミュニケーショングループを取り巻く環境及び株主関係の不安定化は、当社においても低金利での長期借入による安定的な資金調達を行うことや既存店舗の業態転換等の収益改善のための施策を推進するに際して一定の悪影響を及ぼす可能性は否定できません。また、当社自身の金融債務については、当社を取り巻く事業環境の厳しさからリスケジュールの条件が厳しさを増しており、このままリスケジュールを継続し続けた場合には、中長期的には、当社の通常の事業運営にも支障をきたすことも想定されます。かかる観点からは、当社を含めたジー・コミュニケーショングループ全体の金融債務及び株主関係の安定化並びにそのための新スポンサーの獲得は当社にとっても強い関心事となっております。

また、株式会社整理回収機構がジー・コミュニケーショングループの最大の債権者であり、当社の大口の債権者でもあるところ、当社にとっても、ジー・コミュニケーショングループ全体の最大債権者であり当社の大口の債権者でもある株式会社整理回収機構との債権債務関係を整理し、当社を含むジー・コミュニケーショングループ全体の経営が安定化することで、金融機関からの信用評価の向上及びこれによる長期与信の獲得による財務体質の安定化並びに金利低下による余剰資金の創出とそれを原資とした新規の設備投資が可能となり、ひいては当社を含むそれぞれの企業価値向上に有益であることから、株式会社ジー・コミュニケーション単体ではなく、当社を含むジー・コミュニケーショングループの一体再生を可能とするようなスポンサーの登場を希望しておりました。

そこで、株式会社ジー・コミュニケーションは、平成24年11月中旬頃から平成25年1月下旬頃まで、ジー・コミュニケーショングループのスポンサーを選定する入札手続を実施し、割当予定先を含む11社が応札いたしました。株式会社ジー・コミュニケーションは、各社からの提案内容、特に株式会社ジー・コミュニケーションの既存株主からの株式取得価格（その評価の適切性を含みます。）、提示されたスキームの適切性に加えて、当該スキームの実現可能性（資金調達の実現性を含みます。）を総合的に検討いたしました。その結果、割当予定先が提示した支援のパッケージの内容が、株式会社ジー・コミュニケーション株式の取得に関するスキームの適切性、実現可能性に加え、当該パッケージにおいては、ジー・

コミュニケーショングループ全体の金融負債の早期の整理・正常化を図ることを割当予定先が支援することを内容に含むものであり、金融債権者間の公平性を損なわない形でグループ全体の金融負債・金融環境を早期かつ抜本的に整理・改善できるものであったことや、同社とジー・コミュニケーショングループとの間において事業上のシナジーが相当程度見込めること等から、当該パッケージを提案した割当予定先がジー・コミュニケーショングループのスポンサーとして最もふさわしく、割当予定先の支援のもとで、ジー・コミュニケーショングループにおける事業の抜本的改革を実行し、また、ジー・コミュニケーショングループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図った上で、ジー・コミュニケーショングループの事業を推進して行くことが、ジー・コミュニケーショングループの企業価値向上のために必要であり、また最善の策であると考えに至りました。株式会社ジー・コミュニケーションは、割当予定先に独占交渉権を付与した上で交渉を行い、前記のパッケージの内容のうち、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の早期の整理・正常化という点に関しては、割当予定先から、株式会社ジー・コミュニケーションの上場子会社において必要がある場合には、上場子会社による新規資金調達の実施についても30億円を目途として検討する用意があるとの提案を受けました。その後の割当予定先との協議・交渉の結果、かかる上場子会社による新規資金調達として、当社及び株式会社ジー・コミュニケーションの他の上場子会社2社が割当予定先に対して額面額合計で30億円の株予約権付社債を発行し、その手取金を原資として各上場子会社の金融負債（当社については約17億3,000万円）の弁済を行うことが、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債を金融債権者間の公平性を損なわない形で早期に整理・正常化するための方策として最も有用であり、スポンサーである割当予定先との関係強化の観点からも望ましいと判断するに至りました。そこで、株式会社ジー・コミュニケーションは、平成25年2月15日、割当予定先との間で、本スポンサー契約を締結いたしました。

当社といたしましても、前記のとおりジー・コミュニケーショングループ全体の金融環境及び株主関係が安定せず、当社として前記のような既存店舗の業態転換等の収益改善のための施策が一定の悪影響を受ける可能性がある状況が続く中、今般の本スポンサー契約の締結及びその一環としての当社による割当予定先に対する株予約権付社債の発行の提案を受け、当該提案を検討いたしました。本株予約権付社債の発行は、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の公平・早期かつ抜本的な整理・正常化のためのスポンサーによる支援のパッケージの一環として必要不可欠なものであるとともに、当社単体で見ても、リスケジュール中であった当社の有利子負債の圧縮や金利負担の軽減等につながり当社の通常の事業運営への悪影響を回避することができる上に、当社としても従前からの課題であった既存店舗の業態転換等の収益改善のための施策を積極的に推進していくことが可能となり、また事業上のシナジーが期待できる割当予定先に対して本株予約権付社債を発行することで、当社自身の今後の業務展開の観点から非常に有用であるとの判断に至ったことから、本株予約権付社債の発行を決議するに至ったものです。なお、現時点においては割当予定先との間で具体的な業務提携等の協議には至っておりませんが、割当予定先は食品製造販売、卸売業を営んでいることから、当社としては、当社の外食店舗等で使用する食材の仕入れ等の点で高いシナジー効果があるものと考えております。当社としては、本株予約権付社債の発行を契機に、上記のようなシナジー効果を有する各分野について、割当予定先との間で事業提携に関する協議を開始することも視野に入れております。

(3) 割当先の保有方針

割当予定先が本株予約権の行使により取得する株式については、当社と割当予定先との間で継続保有に関する特段の取り決めは行っておりませんが、割当予定先から、第2回株予約権付社債を転換して取得する株式については純投資目的の保有であると伺っており、第3回株予約権付社債及び第4回株予約権付社債を転換して取得する株式については中長期的に保有する目的であると伺っております。なお、第3回株予約権付社債及び第4回株予約権付社債については、割当予定先のかかる保有方針も踏まえ、株式会社ジー・コミュニケーションと当社の連結関係を維持を含むジー・コミュニケーショングループの一体性維持の観点から、本株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本株予約権の行使は

できないことを内容とする本件行使制限が付されております。本件行使制限及び現在の株式会社ジー・コミュニケーションの当社に対する保有議決権数が維持されることを前提とした場合、後記「7. 募集後の大株主及び持株比率（注）6.」に記載のとおり、割当予定先は潜在株式数ベースで概ね当社の議決権を最大で27.06%保有することとなります。前記「(2) 割当先を選定した理由」に記載したとおり、現時点においては割当予定先との間で具体的な業務提携等の協議には至っておりませんが、当社としては、本新株予約権付社債の発行を契機に、前記のようなシナジー効果を有する各分野について、割当予定先との間で事業提携に関する協議を開始することも視野に入れており、割当予定先が当社の議決権を一定数以上保有することで、当社の企業価値向上へのインセンティブを一定程度共有できるものと考えております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権付社債の払込みについて、割当予定先の自己資金をもって払込みを行うとの説明を受けています。この点、当社は、同社の預金口座の残高を確認し、本新株予約権付社債の発行に係る払込みに足る現預金を有していることを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年 12 月 31 日現在）		募集後	
(株)ジー・コミュニケーション	48.39%	(株)ジー・コミュニケーション	33.00%
アリアケジャパン(株)	1.84%	(株)神戸物産	31.82%
(株)J・ART産業	1.70%	アリアケジャパン(株)	1.26%
(株)大光	1.30%	(株)J・ART産業	1.16%
(株)SBI証券	1.21%	(株)大光	0.89%
マネックス証券(株)	0.66%	(株)SBI証券	0.82%
(株)J・ART	0.49%	マネックス証券(株)	0.45%
中川 武	0.45%	(株)J・ART	0.33%
(株)ファームランド	0.42%	中川 武	0.31%
(株)トーア食産	0.42%	(株)ファームランド	0.29%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。
3. 募集後の株式会社神戸物産以外の株主については、平成24年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
4. 自己株式は、上記株主から除外しております。
5. 募集後の持株比率は、本新株予約権付社債の転換価額81.7円で全て転換された場合の潜在株式数11,015,910株を平成25年1月31日現在の発行済株式総数23,605,396株に加えた株式数に対する割合です。
6. 第3回新株予約権付社債及び第4回新株予約権付社債には本件行使制限が付されておりますが、それぞれ行使期間が到来している限りは各本新株予約権付社債間で行使の順位は付けられていないため、理論上は、第3回新株予約権付社債又は第4回新株予約権付社債に付された新株予約権について本件行使制限によって行使ができなくなる限度まで行使された後に、本件行使制限が付されていない第2回新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に、割当予定先が行使することができる新株予約権の合計の個数が最大となります。すなわち、平成24年12月31日時点の株式会社ジー・コミュニケーションの所有議決権数及び持株比率を前提とすると、割当予定先は第3回新株予約権付社債に付された新株予約権（合計30個）及び第4回新株予約権付社債に付された新株予約権（合計30個）については最大で合計41個までは行使でき、本件行使制限が付されていない第2回新株予約権付社債に付された新株予約権（合計30個）と合わせると、最大で合計71個の新株予約権を行使することができます。このように合計71個の新株予約権がその転換価額81.7円で全て行使された場合には、割当予定先の総議決権数に対する所有議決権数の割合は27.06%（持株比率は26.91%）となり、株式会社ジー・コミュニケーションの総議決権数に対する所有議

決権数の割合は 35.57%（持株比率は 35.37%）となります。このように、各本新株予約権付社債間の行使の順序によっては、株式会社ジー・コミュニケーションの総議決権数に対する所有議決権数の割合は 40% 未満になり得ます。

8. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行が当社グループの業績に与える影響については、今後精査していく予定ですが、当社は、今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行により、財務基盤の安定化が図られること、既存の経営基盤に加えて、割当予定先グループとの関係を強化することができ、当社の今後の業務の拡大の機会が増大することなどが、当社の成長及び経営の安定、ひいては当社の企業価値の向上により既存の株主の皆様の利益にもつながると考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行により、当社株式は 25%以上の大幅な希薄化が生じることから（前記「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照下さい。）、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条において、「a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、あるいは b. 当該割当に係る株主総会の決議などによる株主の意思確認が必要」である旨定められております。

具体的には、当社は、経営者から一定程度独立した者である当社の社外監査役佐藤加代子氏、梶浦章史氏及び黒川孝雄氏に対し、当社グループの事業計画、有利子負債の状況及び株価の推移等につき説明をいたしました。その結果、同氏らからは、かかる当社の事業計画、有利子負債の状況及び株価の推移等の説明等を踏まえたうえで、本新株予約権付社債の発行により資金調達を行う必要があること、並びに他の調達手段との比較においても本新株予約権付社債の発行方法及び発行条件は相当である旨の意見書を平成 25 年 2 月 14 日付で取得しております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（単体）（単位：千円）

	平成 22/3 期	平成 23/3 期	平成 24/3 期
売上高	7,483,929	7,020,620	5,787,373
営業利益	133,788	89,775	△97,423
経常利益	121,324	118,901	△31,884
当期純利益	△162,336	△263,063	△292,979
1株当たり当期純利益（円）	△7.29	△11.48	△12.51
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	87.95	77.45	64.94

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 1 月 31 日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	23,605,396 株	100%
潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
始値	113 円	115 円	72 円

高 値	152 円	118 円	93 円
安 値	109 円	48 円	67 円
終 値	115 円	74 円	75 円

② 最近 6 か月間の状況

	平成 24 年 8 月	平成 24 年 9 月	平成 24 年 10 月	平成 24 年 11 月	平成 24 年 12 月	平成 25 年 1 月
始 値	72 円	73 円	74 円	77 円	81 円	88 円
高 値	74 円	75 円	77 円	82 円	88 円	107 円
安 値	71 円	71 円	72 円	77 円	81 円	87 円
終 値	73 円	74 円	77 円	81 円	87 円	106 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 25 年 2 月 14 日現在
始 値	105 円
高 値	105 円
安 値	103 円
終 値	104 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第 1 回転換社債型新株予約権付社債

発 行 期 日	平成 22 年 8 月 31 日
調 達 資 金 の 額	95,500,000 円 (差引手取概算額)
転 換 価 額	1 株あたり 106 円
募集時における 発行済株式数	22,662,000 株
当該募集による 発行株式数	943,396 株
募集後における 発行済株式総数	23,605,396 株
割 当 先	株式会社ジー・コミュニケーション
当該募集による 潜 在 株 式 数	転換価額 (106 円) における潜在株式数 : 943,396 株
現時点における 転 換 状 況 (行使状況)	転換済株式数 (行使済株式数) : 943,396 株
現時点における 潜 在 株 式 数	—
発行時における 当初の資金使途	①平成 22 年 7/15 オープンの新業態 5 店舗の改装費及び諸費用 ②平成 22 年 9 月オープンの新業態 2 店舗の改装費及び諸費用
発行時における 支 出 予 定 時 期	①平成 22 年 8 月 ②平成 22 年 10 月から平成 22 年 11 月まで
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途のとおり充当済

11. 発行要領

別紙に記載のとおりです。

以 上

株式会社さかい
第2回新株予約権付社債発行要項

1	社債の名称	株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という。)
2	社債の総額	金 300,000,000 円
3	各社債の金額	金 10,000,000 円
4	各社債の払込金額	額面 100 円につき金 98 円
5	新株予約権付社債券の券面	本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。 また、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
6	社債の利率	本社債には利息を付さない。
7	申込期間及び申 込取扱場所	平成 25 年 3 月 18 日 株式会社さかい 管理本部
8	本社債の払込期 日	平成 25 年 3 月 18 日
9	本新株予約権の 割当日	平成 25 年 3 月 18 日
10	募集方法	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
11	担保・保証の有 無	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12	社債管理者の不 設置	本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
13	償還の方法及び 期限	本社債は、平成 32 年 3 月 18 日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本における銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)に、その総額を額面 100 円

につき金 100 円で償還する。

14 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 30 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各本新株予約権の発行価額
本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本項第(4)号②記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第 13 項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
② 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる 1 株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、81.7 円とする。
- (5) 転換価額の調整
① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 本号④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本号④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- ③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- ④ その他
- (i) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号②(iv)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における

当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号②(ii)の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

⑤ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(本項第(12)号において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号②(iv)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(6) 本新株予約権を行使することができる期間 平成25年4月1日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪

- 失したときまでとする。
- (7) その他の本新株
予約権の行使の
条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (8) 本新株予約権の
取得の事由及び
消却の条件 取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行
使により株式を
発行する場合に
おける増加する
資本金及び資本
準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権と
引換えに金銭の
払込みを要しな
いこととする理
由及び転換価額
の算定理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、本新株予約権に内在する理論的な経済価値と本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成25年2月14日)を基準とした過去3か月間の株式会社大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均株価90.8円の90%である81.7円(小数点以下第二位を四捨五入)とした。
- (11) 本新株予約権の
行使請求の方法 ① 本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。
- ② 行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
- ③ 行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。

- ④ 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (12) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。
- ① 新たに交付される承継会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類
 承継会社の普通株式とする。
- ③ 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数
 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。
- ④ 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第13項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

- ⑤ 承継会社の新株予約権を行使することができる期間
本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。
- ⑥ 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項
承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。
- 15 財務上の特約 (担保提供制限) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。
- 16 期限の利益の喪失 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。
(1) 当社が第13項又は第15項の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。
(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
- 17 譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 18 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 株式会社さかい 管理本部

- | | | |
|----|----------------------------|--|
| 19 | 行使請求の受付
場所 | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 20 | 本社債権者に通
知する場合の公
告の方法 | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。 |
| 21 | 社債権者集会に
関する事項 | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は愛知県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p> |
| 22 | その他 | <p>(1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p> <p>(3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。</p> |

株式会社さかい
第3回新株予約権付社債発行要項

1	社債の名称	株式会社さかい第3回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という。)
2	社債の総額	金 300,000,000 円
3	各社債の金額	金 10,000,000 円
4	各社債の払込金額	額面 100 円につき金 98 円
5	新株予約権付社債券の券面	本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。 また、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
6	社債の利率	本社債には利息を付さない。
7	申込期間及び申 込取扱場所	平成 25 年 3 月 18 日 株式会社さかい 管理本部
8	本社債の払込期 日	平成 25 年 3 月 18 日
9	本新株予約権の 割当日	平成 25 年 3 月 18 日
10	募集方法	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
11	担保・保証の有 無	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12	社債管理者の不 設置	本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
13	償還の方法及び 期限	本社債は、平成 32 年 3 月 18 日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本における銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)に、その総額を額面 100 円

につき金 100 円で償還する。

14 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 30 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各本新株予約権の発行価額
本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本項第(4)号②記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第 13 項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
② 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる 1 株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、81.7 円とする。
- (5) 転換価額の調整
① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 本号④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をすることは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本号④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- ③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- ④ その他
- (i) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号②(iv)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における

当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号②(ii)の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

⑤ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(本項第(12)号において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号②(iv)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(6) 本新株予約権を行使することができる期間 平成25年4月1日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪

失したときまでとする。

- (7) その他の本新株
予約権の行使の
条件
- ① 各本新株予約権の一部行使はできない。
② 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
- (8) 本新株予約権の
取得の事由及び
消却の条件
- 取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行
使により株式を
発行する場合に
おける増加する
資本金及び資本
準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権と
引換えに金銭の
払込みを要しな
いこととする理
由及び転換価額
の算定理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、本新株予約権に内在する理論的な経済価値と本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成25年2月14日)を基準とした過去3か月間の株式会社大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均株価90.8円の90%である81.7円(小数点以下第二位を四捨五入)とした。
- (11) 本新株予約権の
行使請求の方法
- ① 本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。

- ② 行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
- ③ 行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- ④ 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (12) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。
- ① 新たに交付される承継会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- ③ 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。
- ④ 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は

その額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第 13 項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

⑤ 承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

⑥ 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- | | | |
|----|--------------------|---|
| 15 | 財務上の特約
(担保提供制限) | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 16 | 期限の利益の喪失 | 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。
(1) 当社が第 13 項又は第 15 項の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は補正をすることができないとき。
(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。 |
| 17 | 譲渡制限 | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を |

		要するものとする。
18	償還金支払事務 取扱者(償還金 支払場所)	株式会社さかい 管理本部
19	行使請求の受付 場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20	本社債権者に通 知する場合の公 告の方法	本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。
21	社債権者集会に 関する事項	(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。 (2) 本社債の社債権者集会は愛知県においてこれを行う。 (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
22	その他	(1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。 (2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 (3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

株式会社さかい
第4回新株予約権付社債発行要項

1	社債の名称	株式会社さかい第4回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という。)
2	社債の総額	金 300,000,000 円
3	各社債の金額	金 10,000,000 円
4	各社債の払込金額	額面 100 円につき金 98 円
5	新株予約権付社債券の券面	本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。 また、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
6	社債の利率	本社債には利息を付さない。
7	申込期間及び申 込取扱場所	平成 25 年 3 月 18 日 株式会社さかい 管理本部
8	本社債の払込期 日	平成 25 年 3 月 18 日
9	本新株予約権の 割当日	平成 25 年 3 月 18 日
10	募集方法	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
11	担保・保証の有 無	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12	社債管理者の不 設置	本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
13	償還の方法及び 期限	本社債は、平成 32 年 3 月 18 日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本における銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)に、その総額を額面 100 円

につき金 100 円で償還する。

14 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 30 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各本新株予約権の発行価額
本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本項第(4)号②記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第 13 項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
② 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる 1 株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、81.7 円とする。
- (5) 転換価額の調整
① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 本号④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本号④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- ③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- ④ その他
- (i) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号②(iv)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における

当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号②(ii)の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

⑤ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(本項第(12)号において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号②(iv)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(6) 本新株予約権を行使することができる期間 平成26年3月18日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪

失したときまでとする。

- (7) その他の本新株
予約権の行使の
条件
- ① 各本新株予約権の一部行使はできない。
② 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
- (8) 本新株予約権の
取得の事由及び
消却の条件
- 取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行
使により株式を
発行する場合に
おける増加する
資本金及び資本
準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権と
引換えに金銭の
払込みを要しな
いこととする理
由及び転換価額
の算定理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、本新株予約権に内在する理論的な経済価値と本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成25年2月14日)を基準とした過去3か月間の株式会社大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均株価90.8円の90%である81.7円(小数点以下第二位を四捨五入)とした。
- (11) 本新株予約権の
行使請求の方法
- ① 本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。

- ② 行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
- ③ 行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- ④ 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (12) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。
- ① 新たに交付される承継会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- ③ 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。
- ④ 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は

その額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第 13 項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

⑤ 承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

⑥ 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- | | | |
|----|--------------------|---|
| 15 | 財務上の特約
(担保提供制限) | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 16 | 期限の利益の喪失 | 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。
(1) 当社が第 13 項又は第 15 項の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は補正をすることができないとき。
(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。 |
| 17 | 譲渡制限 | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を |

- 要するものとする。
- 18 償還金支払事務 株式会社さかい 管理本部
取扱者(償還金
支払場所)
- 19 行使請求の受付 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
場所
- 20 本社債権者に通 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当
知する場合の公 社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定
告の方法 めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社
債の社債権者に直接通知する方法によることができる。
- 21 社債権者集会に (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、
関する事項 開催日の少なくとも 3 週間前に本社債の社債権者集会を開
く旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を前項に定める方
法により公告する。
(2) 本社債の社債権者集会は愛知県においてこれを行う。
(3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の 10 分の 1 以上を保有
する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を
記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の
招集を請求することができる。
- 22 その他 (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替
えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置
を講ずる。
(2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生
を条件とする。
(3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関
し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。